

『児童館直接来館』の実施について

保護者のニーズや、小学生の放課後の居場所に対応するため『児童館直接来館』を実施する。

児童館の利用は放課後自宅等に帰宅し、通学上の荷物（ランドセル等）を置いて来館することが原則であるが、保護者の了解のもと事前に「児童館直接来館登録票」を提出した児童に限って、学校から直接児童館を利用できることとする。

1. これまでの経緯

- 平成30年12月 プロジェクトチームを設置、検討開始
「連光寺小学校の学区における児童の放課後の居場所に関する要望書」
が採択
- 令和 元年 9月 試行実施（東寺方児童館・連光寺児童館）
2年 3月
～5月 新型コロナウイルス感染拡大防止のため児童館休館
6月 試行実施再開
9月 プロジェクトチームにて実施に向けての答申決定
10月 本格実施の方針を決定

2. 実施児童館について

- ・実施児童館 試行を行っていた 連光寺児童館と東寺方児童館に加え、
一ノ宮児童館・永山児童館・愛宕児童館・豊ヶ丘児童館・
諏訪児童館・桜ヶ丘児童館・落合児童館・唐木田児童館
※改修工事等で実施できない場合もある

3. 対象等

多摩市在住または在学の小学生で、保護者会や通院等の理由で保護者が不在の場合、もしくは自宅が遠いため一旦家に帰ると来館が困難な場合や児童館事業へ参加する場合。

4. 定員

- 各児童館登録者20名まで、受付順とする。
それ以降は、キャンセル待ちとして受付をする。
- 単年度ごとの登録とする。

5. 保護者への周知

児童館だよりや市ホームページで周知するとともに、利用したい保護者に主旨を説明する。

6. 利用上のルール

- 事前に「児童館直接来館登録票」を児童館に提出する。
- 来館する時に、「直接来館利用届」を児童が提出する。
- 児童館で登録状況表を作成し、小学校に情報提供する。
- 下校時間までの緊急時（学級閉鎖や事件等）及び災害時（風水害等）等の対応は、小学校の対応に準じる。
- 児童館では、一般来館児と同様のルールで過ごす。
- 途中外出は自己管理で行う。
- 児童館からの帰路は、原則として保護者等のお迎えとする。

7. 保険の適用について

- 小学校へ直接来館の利用を伝えることにより、学校保険（日本スポーツ振興センター給付金）の適用を受ける。
- 児童館内及び、児童館主催事業での怪我は児童館保険（市民総合賠償保障保険）の適用となる。

8. 今後のスケジュール

令和2年11月	子ども・子育て会議に報告
12月	定例議会子ども教育常任委員会に報告
令和3年1月～3月	利用者への周知
4月	全学年の給食が始まった時期から実施

※参考資料

直接来館試行実施実績

	令和元年度（9月17日～2月末）			令和2年度（6月～9月）		
	登録数	利用者数	利用件数 (延利用者数)	登録数	利用者数	利用件数 (延利用者数)
連光寺児童館	13件	8人	38件(人)	9件	6人	23件(人)
東寺方児童館	18件	12人	66件(人)	10件	4人	10件(人)

※令和2年3月から5月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため児童館は休館

令和3年3月まで試行実施継続